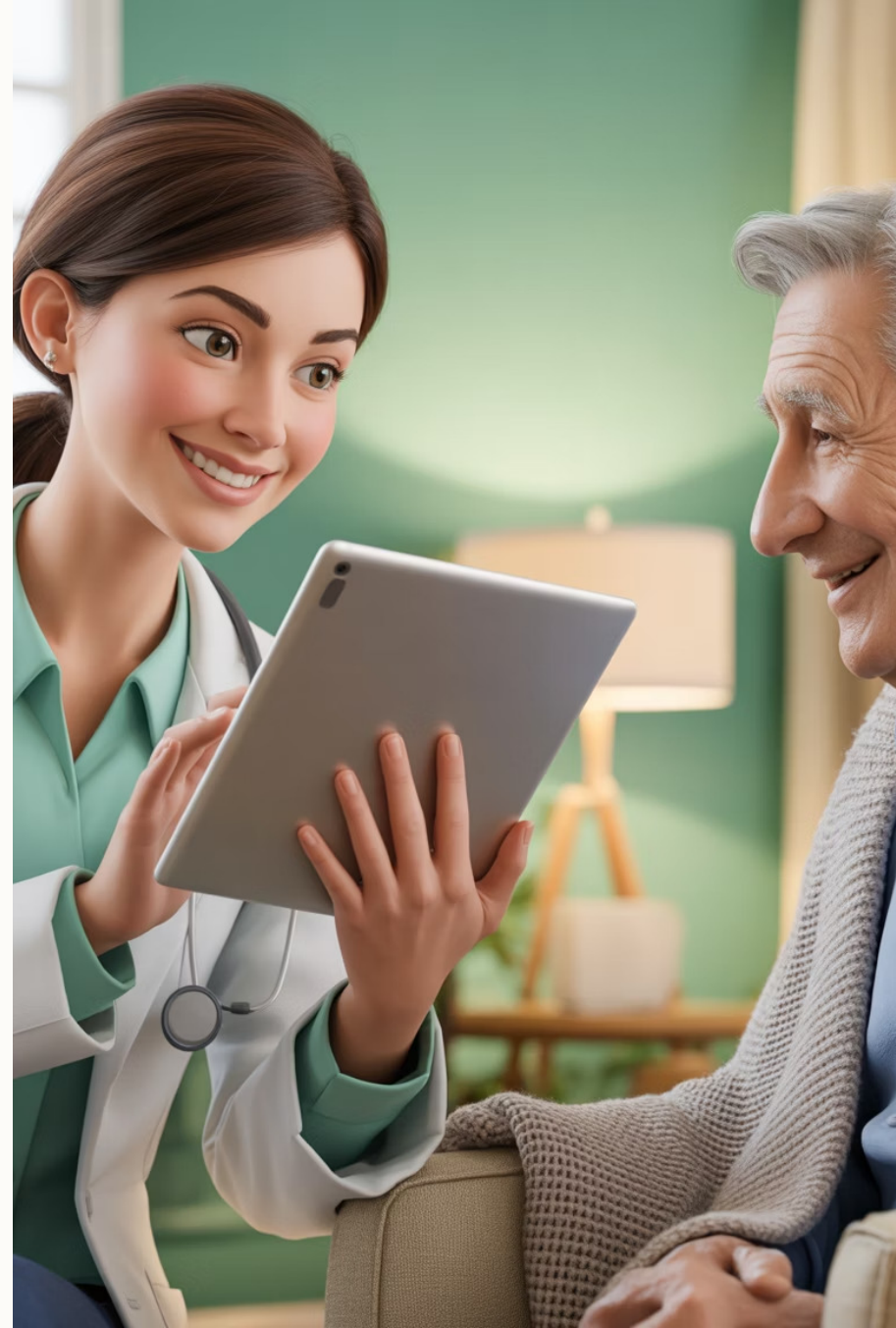


オンライン診療による療養費マッサージ同意書交付の考察

高齢化社会において、移動困難な患者様への医療アクセス向上は重要な課題です。本プレゼンテーションでは、オンライン診療を活用した療養費マッサージ同意書交付について、法的根拠から実務運用まで包括的に検討いたします。



法的根拠の整理

健康保険法第87・88条

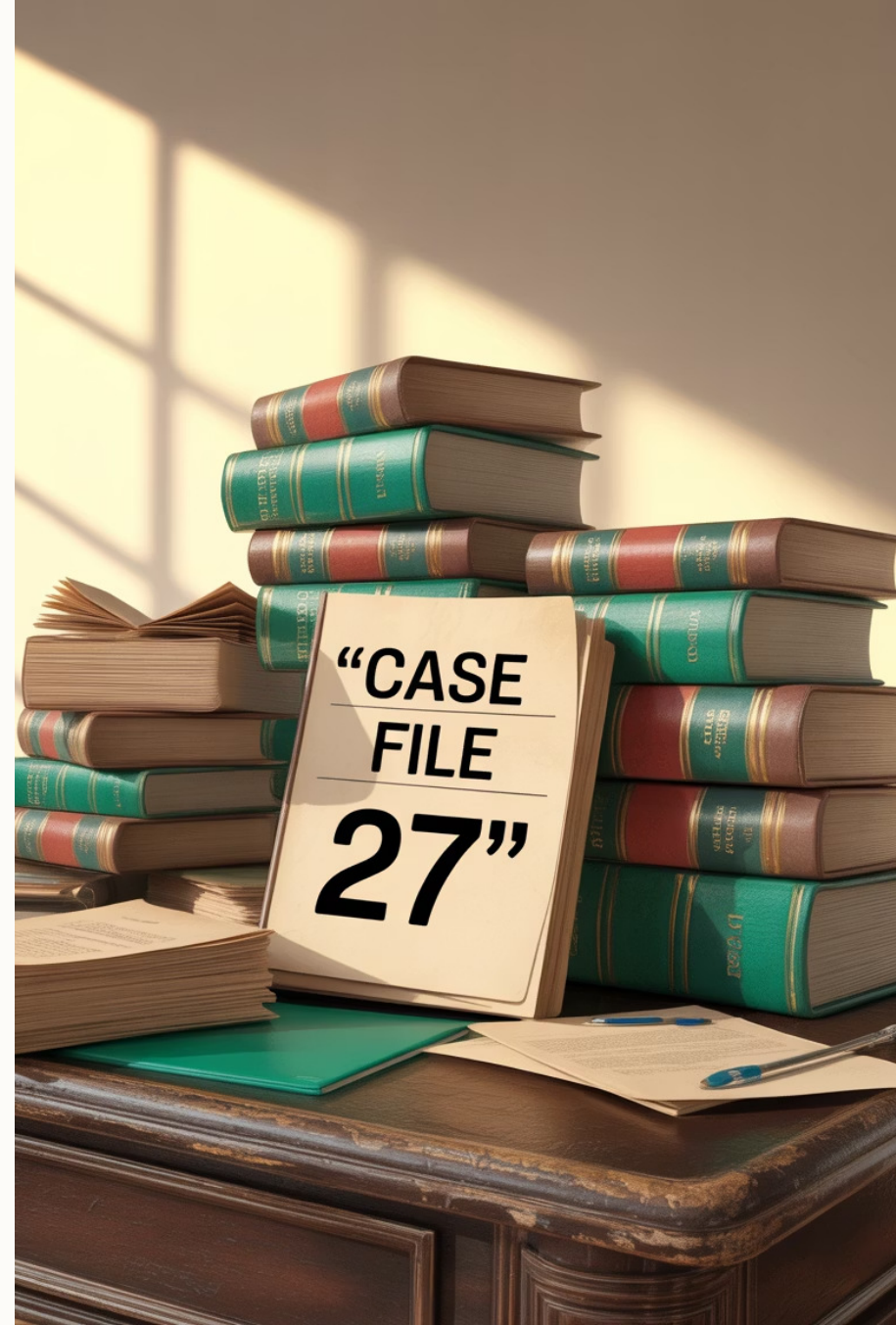
療養費支給の法的土台を規定。あはき・マッサージを含む療養費支給には医師の同意書が必須要件となっています。

医師法第20条

無診察治療等を禁止。オンライン診療は要件を満たせば「診察」の一態様として扱われ、無診察に該当しません。

医師法第17条

医行為の専権を規定。同意書交付の可否・記載内容は医師の裁量ですが、合理的説明責任が生じます。



オンライン診療指針の枠組み

厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」は2018年に策定され、2022年、2023年と改定を重ねています。この指針により、オンライン診療は対面診療の代替的手段として位置づけられました。

01

本人確認の実施

患者本人であることの確認が必須要件です。

02

情報収集

問診・視診等による適切な診療情報の収集を行います。

03

診療録記載

実施方法、日時、内容の具体的な記録が必要です。



2025年の新たな動向

公的施設での体制整備

2025年1月23日の報道によると、公民館・駅等でのオンライン診療体制づくりが進められています。受診施設の届け出によりオンライン診療を認める方向性が示されました。

これにより、鍼灸整骨院・介護事業所など国家資格者が常駐する場での活用拡大が期待されます。



保険者の運用実態と地域差（匿名事業者資料による）

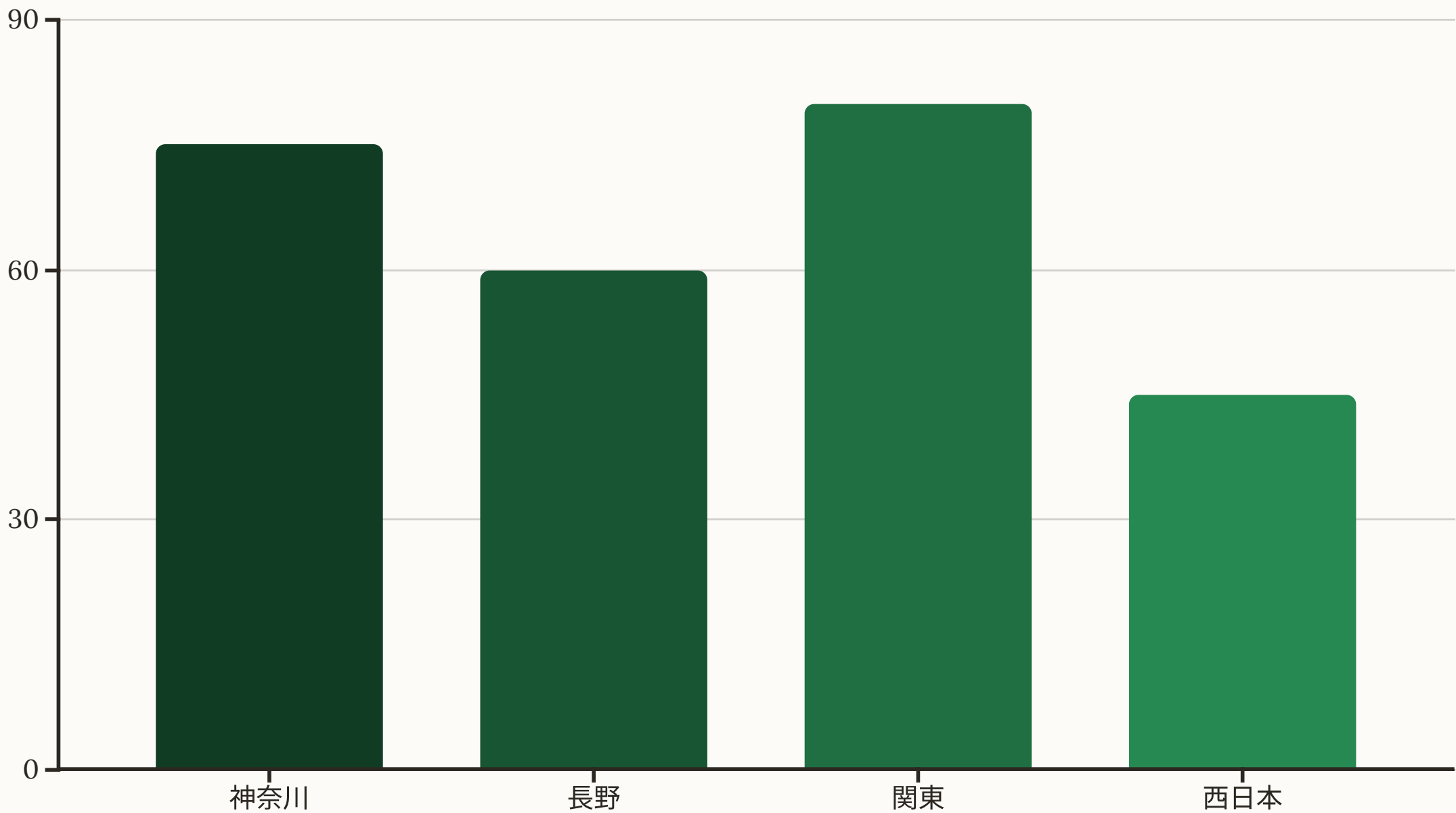
後期高齢者医療広域連合を中心とした保険者の運用には、明確な地域差が存在します。

初回同意

原則として対面での診察に基づく交付が無難とされています。オンラインのみの初回同意は返戻・照会の可能性が高いのが実情です。

再同意

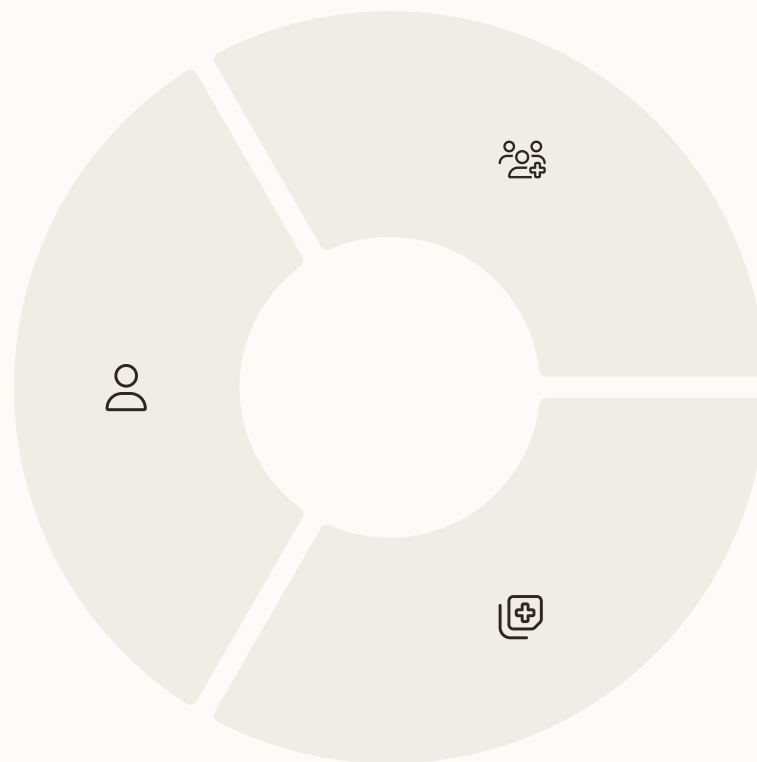
条件付きでオンライン可の余地があります。直近の対面診察歴、施術報告書による経過明示、診療録への詳細記載が要件となります。



適法かつ通りやすい実務要件

医師法第20条をクリアし、療養費審査を通過するための具体的要件を整理いたします。

本人確認
患者本人であることの確実な確認



実効ある診療

問診・視診・必要データの確認による適切な診療

診療録記載

実施方法・日時・内容の具体的記録

よくある質問と対応方針

Q: 初診からオンラインだけで同意書は取れますか？

法理上はオンライン診療が「自らの診察」を満たせば可能ですが、運用上は返戻リスクが高いため、NPOとしては初回は対面を推奨し、再同意でオンライン活用を基本方針とし、同時に保険者への事前照会等を実施します。

Q: 往療要否の新規付与をオンラインで切替可能ですか？

慎重な対応が必要です。往療必要性の判断は厳しく見られるため、対面診察または十分な資料による根拠の補強が重要です。

Q: 同意書発行の拒否は許されますか？

医師裁量ですが、合理的説明責任があります。「医師会がそう言うから」等の権限外の根拠のみでは不適切とされます。

費用構造と透明性の確保（匿名事業者資料による）

患者負担

保険診療に準じた診察料が発生します。1割負担で700円、3割負担で1,150円程度が標準的です。

事業者会員負担

予約・管理システム利用料として7,700円/件が一般的です。初月は5,500円の試用料金設定もあります。

重要な注意点

「同意書代」ではなく「システム利用料」であることを契約書・説明文書に明記し、誤認を回避することが重要です。



患者・家族の視点からの考察



期待される効果

移動困難でも医師同意書を得られる安心感、費用の透明化、制度が公式に認められることでの法的保障があります。



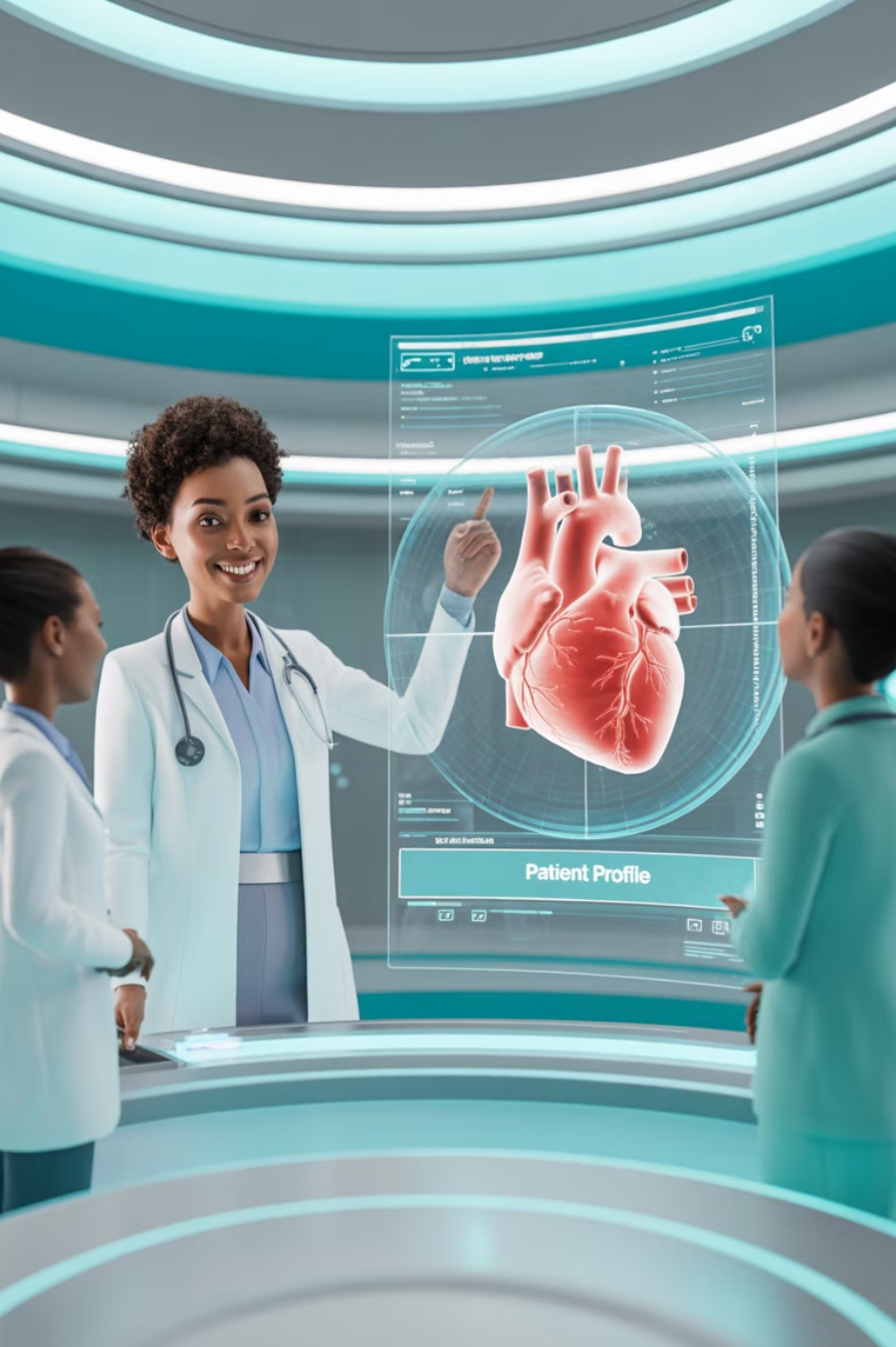
懸念される課題

初診時の安全性への疑問、保険者による返戻リスク、医師の制度誤解による同意拒否の不利益があります。



自己決定権の尊重

患者・家族が治療方法や利用形態を選ぶ権利があり、十分な説明を受けて選択できる環境が必要です。



まとめと今後の展望

オンライン診療による療養費マッサージ同意書交付は、高齢化社会における重要な医療アクセス向上策です。患者・家族はこの制度の最大の当事者として、以下の要素が保障されることで本来の意義を実感できます。

安全性への納得

適切な診療プロセスによる安心感の提供

費用の透明性

明確で理解しやすい料金体系の確立

選択の自由

自己決定権の尊重と選択肢の保障

医師・事業者・保険者はリスク回避の論理に引き寄せられがちですが、患者中心の視点を維持し、制度の健全な発展を図ることが重要です。NPOとしては、患者不利益が生じないよう各関係者間の橋渡し役を担い、制度改善に向けた提言活動を継続してまいります。